鳥取市自治基本条例（平成２０年条例第２５号）の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
○鳥取市自治基本条例	○鳥取市自治基本条例
目次（略）	目次（略）
前文	前文
第１章～第６章（略）	第１章～第６章（略）
	第７章　危機管理（第２４条）
第７章　市民意思の表明及び尊重（第２４条―第２６条） ≪市民等への対応≫≪市民政策コメント≫ ≪住民投票≫	第８章　市民意思の表明及び尊重（第２５条―第２７条） ≪市民等への対応≫≪市民政策コメント≫ ≪住民投票≫
第８章　国及び自治体等との連携及び協力（第２７条）	第９章　国及び自治体等との連携及び協力（第２８条）
第９章　市民自治推進委員会（第２８条）	第１０章　市民自治推進委員会（第２９条）
第１０章　条例の見直し（第２９条）	第１１章　条例の見直し（第３０条）
	附　則 この条例は、平成２６年４月１日から施行します。